

○ 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）

改 正 案	現 行
（株式会社企業再生支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャー） 第四十六条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる者により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。 一 株式会社企業再生支援機構 二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 2 （略）	（株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポージャー） 第四十六条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構をいう。）により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。 2 （略）